

指定管理者(候補者)の選定結果について

沖縄県が設置している下記の「公の施設」への指定管理者制度の導入に向け下記のとおり指定管理者(候補者)を選定したので、その結果を公表します。

なお、指定管理者の指定については、令和2年第7回県議会の議決を経た後に行うこととなります。

1 対象施設

- (1)施設名称 沖縄県公文書館
 (2)施設の概要 沖縄県公文書館は、歴史資料として重要な公文書等を収集、整理、保存し、これらの利用を図り、学術及び文化の振興に寄与することを目的に設置された施設である。
 (3)設置場所 沖縄県南風原町字新川148番地の3

2 選定方法

(1)運用委員会構成員

- | | |
|--------------------|-------|
| 委員長(弁護士) | 大城 純市 |
| 委員(琉球大学教授) | 辻 雄二 |
| 委員(税理士) | 玉城 智子 |
| 委員(県中小企業家同友会副代表理事) | 石原 地江 |
| 委員(県史編集委員会副会長) | 宮城 晴美 |

(2)審査の経過

- | | |
|------------|--------------------------------|
| 令和2年7月27日 | 第25回制度運用委員会(募集要項、審査要領等選定基準の検討) |
| 平成2年10月30日 | 第26回制度運用委員会(指定管理候補者の選定) |

(3)選定基準等

条例第7条に基づく基準		評価項目	配点 (合計配点)
1	事業計画書等の内容が、県民の公平な利用を確保できるものであること。(第1号)	設置目的に合致した公文書館の管理方針の策定	10点 (50点)
		県民の公平な利用の確保について	
2	事業計画書等の内容が、公文書館の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、効率的な管理がなされるものであること。(第2号)	利用促進と利用者に対するサービスの向上について	40点 (200点)
		公文書等の収集、整理、保存、閲覧等に係る管理運営施設の維持管理について	
		収支計画の妥当性について	
3	事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。(第3号)	財務の健全性、業務実績	25点 (125点)
		職員の配置計画及び研修計画について	
4	公文書館の設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。(第4号)	危機管理対策、個人情報保護、安全対策	25点 (125点)
		労働法令の遵守	
合 計			100点 (500点)

3 選定結果

(1) 申請団体名

公益財団法人沖縄県文化振興会

(2) 評価点数

公益財団法人沖縄県文化振興会を全会一致で候補者として選定した。
各委員100点、総合計500点満点により採点。

申請団体	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	合計
公益財団法人沖縄県文化振興会	48点	152点	109点	111点	440点

4 指定管理候補者

(1) 団体名 公益財団法人沖縄県文化振興会

(2) 代表者名 理事長 又吉民人

(3) 住所 沖縄県那覇市字小禄1831番地1

5 選定理由

公益財団法人沖縄県文化振興会が提出した事業計画書の内容は、沖縄県公文書館の設置及び管理に関する条例（平成7年沖縄県条例第6号）第7条の審査基準に適合するものであり、同法人は、沖縄県公文書館の設置の目的を効果的に達成するために必要な能力を有すると認められる。

また、同法人は、これまで、沖縄県公文書館の指定管理者として業務を適切に行ってきており、その実績は、高く評価できるものであることから、次期指定管理者としてふさわしい団体である。

6 指定の期間(予定)

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで